

市第8号議案

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和34年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表緑区の項区域の欄中「、中山町」を削り、「中山四丁目」の次に「、中山五丁目、中山六丁目」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

緑区における町区域の設定等に伴い、区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（区の設置）

第2条 本市の区域を分けて区を設け、その名称及び区域は次のとおりとする。

名 称	区	域
	（省 略）	
緑 区	青砥町、いぶき野、上山一丁目、上山二丁目、上山三丁目、鴨居町、鴨居一丁目、鴨居二丁目、鴨居三丁目、鴨居四丁目、鴨居五丁目、鴨居六丁目、鴨居七丁目、北八朔町、霧が丘一丁目、霧が丘二丁目、霧が丘三丁目、霧が丘四丁目、霧が丘五丁目、霧が丘六丁目、小山町、台村町、竹山一丁目、竹山二丁目、竹山三丁目、竹山四丁目、寺山町、十日市場町、長津田町、長津田一丁目、長津田二丁目、長津田三丁目、長津田四丁目、長津田五丁目、長津田六丁目、長津田七丁目、長津田みなみ台一丁目、長津田みなみ台二丁目、長津田みなみ台三丁目、長津田みなみ台四丁目、長津田みなみ台五丁目、長津田みなみ台六丁目、長津田みなみ台七丁目、 中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、中山五丁目、中山六丁目 、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、 中山五丁目、中山六丁目 、新治町、西八朔町、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、白山四丁目、東本郷町、東本郷一丁目、東本郷二丁目、東本郷三丁目、東本郷四丁目、東本郷五丁目、東本郷六丁目、三保町、森の台	
	（省 略）	